

会 議 録

名 称	市川市子ども・子育て会議（平成30年度第1回）	
議題及び議題 毎の公開・非 公開の別 ※非公開の場合は公 文書公開条例第8条 の項号を記載する	1. 子ども・子育て支援事業計画の策定について 2. 特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について 3. 市川市保育の利用等に関する規則の改正について 4. 「第3次いちかわハートフルプラン」について 5. その他（報告）	
開催日時場所	平成30年8月6日（月）10時00分～12時15分 全日警ホール2階 第3会議室	
出席者	委員	高尾公矢 西智子 大神優子 丸山賢治 川副孝夫 吉原正実 平井智子 鈴木達也 野見山直子 知久有美 後藤智香子
	事務局 (所管課)	こども政策部 子育て支援課
	関係課等	こども入園課、こども施設運営課、こども施設計画課、発達支援課、こども福祉課 保健センター健康支援課 青少年育成課 就学支援課 学校地域連携推進課
傍聴区分	○（0人）・不可	
会議の概要 ※詳細別紙		
配布資料	・次第 1. 子ども・子育て支援事業計画の策定について 別紙1 ニーズ調査表(案、就学前児童世帯) 別紙2 ニーズ調査表(案、小学生のいる世帯) 別紙3 調査票の構成 別紙4 ニーズ調査票(案、妊婦のいる世帯) 2. 特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について 3. 「市川市保育の利用等に関する規則」の一部改正について(案) 別紙1 保育の利用基準表 別紙2 優先順位表 4. 「ハートフルプラン」(第1期市川市障害児福祉計画)について 冊子 第3次いちかわハートフルプラン 5. 幼児教育無償化の具体的イメージ 6. 公共施設等を活用した保育所の整備における設置・運営事業者の要件について 市川市保育のガイドライン(ガイドライン、保育者編、保護者編)	
特記事項		

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成30年度第1回）（詳細）

- 1 開催日時：平成30年8月6日（月）10時00分～12時20分
- 2 場 所：全日警ホール2階 第3会議室
- 3 出席者：
委 員 高尾公矢 西智子 大神優子 丸山賢治 川副孝夫 吉原正実 平井智子
鈴木達也 野見山直子 知久有美 後藤智香子
市川市 市来こども政策部長、高久こども政策部次長、岡崎子育て支援課長、
宮内こども入園課長、長谷川こども施設運営課副参事、
秋本こども施設計画課長、鷺沼発達支援課長、立場こども福祉課長、
飯塚保健部次長、菊池保健センター健康支援課長
根本生涯学習部次長、小倉学校教育部次長、六郷就学支援課長
堀江学校地域連携推進課長 ほか
- 4 議 題：
 1. 子ども・子育て支援事業計画の策定について
 2. 特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
 3. 市川市保育の利用等に関する規則の改正について
 4. 「第3次いちかわハートフルプラン」について
 5. その他（報告）
- 5 配布資料：
 1. 子ども・子育て支援事業計画の策定について
別紙1 ニーズ調査表(案、就学前児童世帯)
別紙2 ニーズ調査表(案、小学生のいる世帯)
別紙3 調査票の構成 別紙4 ニーズ調査票(案、妊婦のいる世帯)
 2. 特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について
 3. 「市川市保育の利用等に関する規則」の一部改正について(案)
別紙1 保育の利用基準表 別紙2 優先順位表
 4. 「ハートフルプラン」(第1期市川市障害児福祉計画)について
冊子 第3次いちかわハートフルプラン
 5. 幼児教育無償化の具体的イメージ
 6. 公共施設等を活用した保育所の整備における設置・運営事業者の要件について

【 10時00分 開会 】

高尾会長：	<p>それでは只今より、平成30年度第1回市川市子ども・子育て会議を開催いたします。先ほど事務局から連絡がありましたが、委員の半分以上が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。次に本日の会議の公開に関して皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開することとなっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開にしたいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。それでは、傍聴人の方がおられましたら、どうぞ中にお入りください。それでは、次第1.「子ども・子育て支援事業計画の策定について」です。事務局より説明をお願いいたします。</p>
子育て支援課長：	<p>子育て支援課長でございます。子ども・子育て支援事業計画の策定について説明いたします。 (資料1「子ども・子育て支援事業計画の策定について」に基づき説明)</p>
高尾会長：	<p>それでは只今事務局から説明がありました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 はい、知久委員さん。</p>
知久委員：	<p>知久です。調査票の種類で、自分の家がどちらに該当するのかお伺いしたいと思ったのですが、就学前の子どももいて、小学生の子どももいる世帯というのは重複する感じなのではないでしょうか。それともこれは小学生の子どもがいる世帯のみ、就学前の子どもがいる世帯のみと、分かれて実施するのかと疑問に思いました。</p>
子育て支援課長：	<p>子育て支援課です。住民基本台帳の中で、お子様を無作為に選ばせて頂いて、その世帯へ送らせて頂きますので、その時に抽出されたお子様が中心となってお回答頂ければと思いますので、お願いいたします。</p>
知久委員：	<p>よくわかりました。ありがとうございます。</p>
高尾会長：	<p>他にご意見がありましたらお願いいたします。 はい、後藤委員さん。</p>
後藤委員：	<p>後藤です。ご説明ありがとうございました。全体の手続きの構造につ</p>

	<p>いてお聞きしたいのですけれども、計画策定のスケジュールなのですが、ニーズ調査をされて計画を策定するという事なのでも、国としてもこのようなやり方を基本とされているのでしょうか。それとも、他の自治体でもこのようなやり方をされているのかとか、この場が私達も含め市民の意見を聞く場だと思うのですけれども、もう少し市民の方々の意見を聞く場が用意されないのかと。このプロセスで十分なのかということをもう少し教えて頂きたいです。</p>
高尾会長：	<p>それでは事務局よりお願いいたします。</p>
子育て支援課長：	<p>子育て支援課です。まずは国の基本指針に沿って調査を行います。その結果をまとめた後、最終的にはその内容についてパブリックコメントを行います。あとは市民の方も代表で入って頂いておりますこの子ども・子育て会議の中でご意見を頂いていきたいと思っております。</p>
後藤委員：	<p>このパブリックコメントはホームページ上で募るといっていいのでしょうか。そこだと見ないことが多いと思うので、もうちょっと広く、こういう調査をしますとか報告をしますとか、ただホームページに掲載するだけではない周知の仕方が必要なのではないかと思いました。</p> <p>あともう一つ、市民ニーズ調査の件数について質問なのですが、就学前ですとか小学生の子どもがいる世帯の 2,250 というのが、全体の大体何%ぐらいで、回収率をどれくらい見込んでいらっしゃるかということをお教えください。</p>
子育て支援課長：	<p>アンケートの基本的な考え方なのですが、3月31日現在の0～2歳、3～5歳、0～5歳の児童数を調べております。それから小学生のいる世帯、小学生の児童数ベースを調べております。それからその他に、平均した1ヶ月間での母子健康手帳を配布されている人数を400人と聞いております。このアンケートの発送につきましては、回収率の想定を45%と見まして、子どもの人口数から45%を想定した必要な回答数というものを算出しております。その回答数を出すための45%を計算した発送数を調査として発送させていただきます。</p>
後藤委員：	<p>ありがとうございます。そうだとすると、たぶん実際ここで回答して下さるのはもう少し少ない数になりますよね。ですからもう少し減ってしまうのではないかと考えるのですけれども、それでもこの数で必要十</p>

	分なのでしょうか。全体としてはどれくらいなのでしょう。
子育て支援 課長：	回収率の想定を 45%として、アンケートの発送が必要な数を出しております。これが 0～2 歳が 2,184 件、3～5 歳が 2,173 件ありますのでそれぞれ 2,250 件の発送、小学生の子どもがいる世帯が 2,264 件となっておりますので、2,500 件の発送というように出しております。妊婦さんのいる世帯についてはこれ以上の数というのも出しにくいので、平均の 400 件を発送するようにしております。
高尾会長：	この数字というのは、国が示している数字ですか。
子育て支援 課長：	国からはこれは示されておりませんが、一般的なアンケートの場合の計算式というものがあまして、信頼度 95%、精度上下 3%ということで計算式に合わせて出した数字でございます。
高尾会長：	よろしいですか。他にご意見等ございましたらお願いいたします。 はい、吉原委員さん。
吉原委員：	吉原です。前回の調査は、どのくらいの回収率だったのでしょうか。
子育て支援 課長：	前回は、未就学で 48.7%の回収率です。
吉原委員：	ということは、この数字が市全体の調査を含めて、そういうことも踏まえて 45%という数字な訳ですね。
子育て支援 課長：	結果としてこういう数字を頂いておりますが、ほぼこの一般的なアンケートの数式で合っていると考えております。
高尾会長：	他によろしいですか。 はいどうぞ野見山委員さん。
野見山委員：	市川市の中でも地域ごとにニーズが変わってくると思うのですが、地域ごとの配布とか回収率なども考えられているのでしょうか。
子育て支援 課長：	行政区域である 13 区域で分けておりまして、地域性もございますので、地域の人口に合わせた割合ごとに発送する方を抽出させて頂いて、それ

	<p>それぞれの地域の特性も出ればと思っております。</p>
野見山委員：	<p>ありがとうございました。</p>
高尾会長：	<p>他にご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。そうするとアンケートの中身につきまして、質問の仕方であるとか質問項目であるとかに関しましては、期日までに事務局のほうへ教えて頂ければ訂正は可能となりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>その際、国の決めた調査項目等がありますので、その辺は変えることはできないと思いますが、市の独自の項目につきましては修正可能かと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次に行きたいと思えます。次第 2. 「特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
子ども施設 計画課長	<p>子ども施設計画課長でございます。「特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について」資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>(資料 2. 「特定地域型保育事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について」に基づき説明)</p>
高尾会長：	<p>はい。それでは只今事務局から説明がありました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>どうぞ、後藤委員さん。</p>
後藤委員：	<p>後藤です。定員については特に意見はないのですが、一つ目が、認可外から認可になるということなのですが、屋外遊技場で指定されているみかど公園は、今現在認可外の子ども達はよく利用している公園なのでしょうかとこの質問で、要は地図で先ほど見たらやや遠そうなので、大丈夫なのかなという心配があります。同様に三番も線路をくぐるので、少し遠そうかなと思って。この辺りもどう考えていらっしゃるのか聞きたいです。これが屋外遊戯場に関する質問です。もう一つが、二つ目の「ぼんておうちえん」についてなのですが、この宗教法人「人間禪」というのはどういった団体なのか、参考までに教えてください。</p>
高尾会長：	<p>それでは事務局からお願いいたします。</p>

<p>こども施設 計画課長：</p>	<p>二点のご質問についてお答えいたします。まず、一つ目の質問であります「エンゼルハウス市川大野園」と「いろはな保育園本八幡北」についての屋外遊技場でございますが、まず、「エンゼルハウス市川大野園」につきましては、みかど公園を利用しております、約 650m 離れております。お子さんの足では 11 分ほどかかるのではないかと思います。確認はしていないのですが、近隣の大野駅前に保育園が一つありますので、その保育園も利用しているのかなと思っております。もう一つの「いろはな保育園本八幡北」につきましては、線路は越すのですがかなり近いところにありまして、約 300m の位置でございます。徒歩では 5 分程度なると考えておまして、特段問題はないと考えております。</p> <p>二点目の質問の、「ぼんておうちえん」の宗教法人の内容についてでございますが、いわゆる禅の普及をするために設立された宗教法人というように聞いております。禅をしたい者であれば拒まず受け入れている、禅の普及を目指している宗教法人と聞いております。</p>
<p>後藤委員：</p>	<p>ありがとうございます。あまり詳しく確認されていないということなので、確認して頂きたいです。公園だけではなく、そこに行くまでの道路もすごく大事だと考えておまして、駅前だと歩きにくかったりもしますし、自動車が多い道もあるかと思いますので、その辺の確認もして頂きたいなと思っております。</p> <p>もう一つの質問の「ぼんておうちえん」ですけれども、この場での発言は適切ではないかもしれないのですが、市民として心配なので質問させて頂くと、先ほど「ぼんておうちえん」のホームページを検索したら、保育事故があったというようなことが書いてあったので、それが本当なのかどうかということと、それも踏まえて子ども達の安全がきちんと確保されているのかということをご教えてください。</p>
<p>こども施設 計画課長：</p>	<p>「ぼんておうちえん」の保育中の事故についてのご質問にお答えいたします。昨年の 6 月に、お子さんの指を裂傷するような事故が起きました。この件につきましては、認可外保育施設を所管しております千葉県の子育て支援課が監査を実施し、事業者から改善状況について報告を受け、市もこれを確認しているところです。被害者とは示談が成立しております、保育園から明確な改善報告が挙げられたことから、本件に関する県からの行政処分等は行われないうこととなっております。以上のことから、本件は事業者の欠格要件に該当するものではないということに</p>

	なり、認可事業者として問題ないのではないかと考えています。
高尾会長：	よろしいですか。他にご意見がありましたらお願いいたします。 はい、野見山委員さん。
野見山委員：	はい。野見山です。確認をしたいのですが、最初に挙げられた、「エンゼルハウス」のほうは、2歳までということで、「そらまめ保育園」と連携していくということでしたけれども、その後も2歳までの保育になっていると思うのですが、その他の園は連携の施設が決まっているのでしょうか。
こども施設 計画課長：	その他の施設の連携施設についてですが、まず「ぼんておうちえん」につきましては、近くにある保育園との連携を今協議している段階です。「いろはな保育園本八幡北」につきましては、近くに認可保育園があるのですが、これについても連携を視野に入れつつ、今考えているところです。連携園につきましては、市のほうでも課題であると考えておりました、まだ計画の段階ではあるのですが、公立保育園の3歳以上の定員を拡大して、小規模園のお子さんを引き受けることを考えている状況でございます。
野見山委員：	ありがとうございました。
高尾会長：	他にご意見はありますか。 はい、吉原委員さん。
吉原委員：	「エンゼルハウス」は前からここにあって、なぜこのタイミングで小規模保育のほうになったのかなど。認可外からこの時期に、もっと早い時期にあってしかるべきではないのかという気もしますし、今後このような形で、認可外を小規模保育に転用していくような方針があるのかどうかも含めて、認可外を認可施設に変えていくような、どういう基本的な考え方をもっていらっしゃるのかを確認できればと思います。その辺のところはどうなっているのでしょうか。
高尾会長：	では事務局お願いします。
こども施設 計画課長：	まず一点目の質問につきましては、なぜ「エンゼルハウス」が認可外から認可事業所になるのかということでございます。私もその辺につい

	<p>ては疑問に思いましたので、代表者にヒアリングをしたところ、認可外保育施設を運営してきた中で、認可外保育施設というのは、認可保育所に入るための一時的な場所ではないという現実を、お子さんが認可保育所に転園する度に実感しており、子どもの成長を継続的に見守るために、小規模保育事業所になりたいということでございました。この「エンゼルハウス」につきましては、平成 21 年から認可外をこの地でやっております。</p> <p>今後、認可外保育施設の認可化について、市はどういった考え方を持っているかということでございますが、国の待機児童解消プランの中で、認可外の認可化という項目がありますので、市もそれに沿って進めていきたいと考えております。</p>
高尾会長：	<p>他にご意見ありませんか。</p> <p>今後確保すべき利用定員というものを見て行きますと、北部地域でも中部地域でも不足が生じてくるということですね。そうすると小規模保育園を造っていくことが必要だと。あるいは認可外から小規模へと転換していくことは重要だとは思いますが、先ほども言いましたように、今後 3 歳以上の受け皿を、公立の定員を増やすというだけでは追いつかないと思います。その際に有効な手立てといたしますか、小規模を認めていくと同時に 3 歳以上の確保という、その辺も考えていかないといけないかなと思います。今のところは公立の定員を増やして受け入れるという、一つの提案ですが、それだけでは不十分かなという感じがします。その辺の検討も必要だと思います。</p> <p>よろしいですか。それでは続きまして次第の 3 にいきたいと思っております。</p> <p>次第 3. 「市川市保育の利用等に関する規則の改正について」です。事務局から説明をお願いいたします。</p>
こども入園課長：	<p>こども入園課長です。市川市保育の利用等に関する規則の改正について説明をさせていただきます。</p> <p>(資料 3 「市川市保育の利用等に関する規則の一部改正について(案)」に基づき説明)</p>
高尾会長：	<p>それでは、只今事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。</p> <p>はい、西委員さん。</p>

西委員：	<p>詳細なご説明ありがとうございます。西です。先ほどから何度か出てきていますが、自己都合による内定辞退というのが200名、1割程度ということで、首都圏でも話題になっているところですけども、市川市の場合、何歳児が一番多いのかということと、自己都合の理由として、何が一番多いのかということをお教えいただけますか。その中に、認可外保育施設から小規模認可に移行していくというご説明と審査がありましたけれども、保育園に対するいくつかの質の問題がからんでいるような内容が加味されていると推測されるようなこともあるのでしょうか。要するに理由ですね、従来からの公立の認可園や、伝統的ない保育と言われる私立の保育園に入れない場合、自己都合として辞退する、最後のほうのところ、認可外移行とか小規模だとちょっとというようなものが、実際にあるのかということと、中身のことと実数のことと二点お答え頂きたいのですが。</p>
こども入園課長：	<p>自己都合で何歳の割合が高いかということですけども、1歳の割合が高くなっているところがございます。また、自己都合の理由ですが、育児休業の延長、転勤・引越しということもございます。</p>
西委員：	<p>園指定で、先ほど認可外から小規模、認可等の移行に伴って、一般的に言うと、評判とかで辞退されると懸念されるケースはどうなのでしょう。把握されているのでしょうか。</p>
こども入園課長：	<p>評判で辞退されるということについては把握しておりません。</p>
西委員：	<p>育休等の延長という、自己都合という形になるのですね。わかりました。ありがとうございます。と言いますのは、順位とか新規項目が、たぶん市川市も首都圏もそうですけれども、すごく入りにくいために、各保護者の方が色々な手を考えてやってきてしまった結果、マイナス要因が強くなったと考えられる項目がほとんどだと思います。回りくどい言い方ですけども、早くに認可外にちょっとでも預ける形を見せないと入れないとか、育休は早く切り上げるのだというように申請しないと入れないとか、子どもの最善の利益からいうと逆の問題ですよね、そういうことがたくさん重なった結果、こういう状態になってきて、これが一斉に新規項目として、改正案の内容を見ますと、入れなかった方から見れば、もっともだということがあるのですけれども、一気に新規追加されることが、今まで保活の行動としてやらなければいけないとされて</p>

	<p>いた項目が、全部マイナス要因として切ることになるのがいいのか悪いのかが、私自身すごく迷うところです。額面上はこうやって整理することのほうが、不必要な認可外問題とか、不必要な育休の申請時期とか、内定をもらえれば育休を延ばせるとか、そういうようなことに繋がらないと思うので、基本的にはいいのだろうと思うのですが、子どもの親の声というものはある程度把握した上での追加事項なのかどうか、ここに至るまでの過程について、少しご説明頂けますか。もちろん数値から見れば当たり前のように感じるのですが、住民の方とか親の声を聞くチャンスがあったのかどうかということが一点と、庁舎内ではどういう経過でこういうふうな点数を、-5点等に決めてきたのかという点です。</p>
こども入園課長：	<p>保護者の方に窓口に来て頂いて入園の受付をして頂いております。その中で、保護者の方も利用基準表を見てお話をさせて頂く中で、今回上げた問題点についてお話を頂く機会も多くございます。また、先ほど内定辞退の方が200人以上というお話をさせて頂きました。やはりそういったことで、再度利用調整をやって入れたとしても、もうすでに育休の延長をしてしまったとか、もう認可外保育園に決まってしまったとかいう意見が寄せられています。そういったことを踏まえまして、今回改正案ということで皆様方にご報告をさせて頂いたものでございます。</p>
西委員：	<p>ありがとうございます。そうしますと、この改正案でどのくらい辞退者が減るという見込みと、今後の見込みはどうお考えでいらっしゃるのでしょうか。</p>
こども入園課長：	<p>どれだけ辞退が減るかということは難しいところがあると思います。ただこうすることで、今回は200名ということでしたが、少なくともこの数字以下にはなるのではないかと考えております。これはまず、申込みのほうが、今までは必要がすぐにはなくても事前に早目に申し込んでいた方が多数いらっしゃいます。今回改正することで、やはり必要な時に申し込んで頂くことで、辞退はなくなるものと考えております。</p>
高尾会長：	<p>よろしいですか。 はい、それでは大神委員さん。</p>
大神委員：	<p>大神です。もしかしてご質問の中にあっただかもしれないのですがけれども、この改正の公表とか説明のタイミングと方法を教えて頂きたいと思</p>

	<p>ます。というのも、先ほど先生のほうからあったように、保活で色々あの手この手をしていて、いたちごっこだとは思うのですが、工夫をしたり不必要なものを申し込んでいたりということが、実はもう無効になりましたということが、どのタイミングで必要な方々に伝わるのかということをお教えください。</p>
<p>こども入園 課長：</p>	<p>平成 31 年 4 月分からと 5 月分からと適用時期が分かれています。4 月分につきましては、来年 4 月の入園審査から適用し、この秋、10 月頃に各保護者の方に案内をさせていただきます。</p>
<p>高尾会長：</p>	<p>他にご意見ございますか。 はい、吉原委員さん。</p>
<p>吉原委員：</p>	<p>基本的なことに関係するかどうかわからないのですが、順位 9、簡単に言えば、保育料未納の方は点数的に下がると、こういう項目が出てきたということは、実態としてかなり市川市の中にいるのかなと感じるのですが、公平性の観点からも厳正にする必要があると。現実問題として、今返すべきかどうか、未納のままであがっている保育料といえますか、要は回収できないで卒園をしてしまう、金額的なものは具体的にここで言えるのかどうか、運営側の問題なのかどうかわかりませんが、文言が入るということは結構件数があるという、結構な額があるというような気もするのですが、私のほうは学校法人会計ですからこのようなことは考えられないので、その辺のところも踏まえてお聞かせ願えればありがたいと思います。</p>
<p>高尾会長：</p>	<p>では事務局のほうで。</p>
<p>こども入園 課長：</p>	<p>保育料を滞納している方につきましても、納付相談等に応じ、必要があれば減免という対応も取らせて頂いております。悪質である滞納者につきましては、優先順位にとりいれていくこととしています。滞納額は、平成 29 年度までの、現年度分と過去の滞納繰越分を含め、調定額は、約 24 億 6,800 万円、そのうち、収入未済額は約 5,400 万となっております。</p>
<p>吉原委員：</p>	<p>24 億に対して 5,000 万というのであれば、そこは受益者負担、どんな理由があるにしても、基本的なことはやって頂かないと、やはり同じ税金を払っているながら、言葉は悪いですが「払わない得」というようなこ</p>

	とがありうるのかなと思いますので。逆に言うと点数的なものもきちっと、親としての責任、保護者としての責任を含めて、私なんかはもう少し厳正にやって頂かないと思います。5,000万と言ったら大変な額ですから。市川市のほうももっと頑張ってもらって、取るものは取るという話をして、だめだったらきちっと理由を言って確保していかないと、これが小学校以降にも影響していくと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。
高尾会長：	非常に額が大きいですね。低所得者には減免措置がある訳ですから、あるけれども払わないということなのではないでしょうか。そういうことは問題ですよね。 他によろしいですか。はいどうぞ。
後藤委員：	後藤です。基本的な質問ですが、適用時期が⑥までは4月からで⑦からは5月からというのはどのような理由でしょうか。
こども入園課長：	5月からにつきましては、例えば順位4に待機期間の削除というものがございまして、すでに待機期間を考えて申し込みをされている方がいらっしゃいます。それを配慮して4月からではなくて5月から適用としています。
高尾会長：	よろしいですか。はいどうぞ。
西委員：	先ほどの適用時期の広報活動なのですが、実際には妊娠しましたら母子手帳をもらう時点で産休の申請をしますよね。そしてその時点で育休はどうするのですかと聞いている企業がほとんどだと思うのです。そうすると保活は妊娠期から始まっていて、現実、子ども・子育ての広場等でご相談を受けたりする機会があるのですが、妊娠したらまず保育園に入れなくていいよとか、そのような声を聞きます。これは市川市に限った場合ではございませんので、母子手帳をもらう段階で、今後保育園への入所を考える場合にはこのようになっていきますよという子育て支援の窓口を、利用者支援のほうですか、そちらを充実して頂いて、見通しが持てるような、これだけ点数が変わってきているということを、そういう広報活動といいますか、今後の支援という形でぜひお願いしたいと思います。たぶん妊娠4ヶ月頃から多くのご家族が悩まれる問題だと思いますので、よろしくお願ひしたいという、これは希望です。

こども入園 課長：	窓口でもしっかりと対応していきたいと思います。
高尾会長：	はい、川副委員さん。
川副副会長：	<p>三点質問したいのですが、親族と同居の場合、市川市は今どういう加点減点になっているのかお聞かせ頂きたいのと、未成年者、10代で出産した方に対する特別な配慮というのは、どういった制度があるのかということと、育休を延ばすために、保育所に入所できないという現実があります。今年うちの保育園に入所された方が、まだ育休を取りたかったのに、入れなかったという証明がないと育休が取れないと。この育休制度に対して市川市はどのように考えていらっしゃるのかご意見をお聞きしたいと思います。</p>
高尾会長：	では事務局から。
こども入園 課長：	<p>まず一点目の親族と同居の場合の点数についてです。市川市の場合は待機児童が多いという状況と、核家族世帯も多いという状況がありますので、同居している65歳未満の祖父母が、保育することができないことの確認ができない場合は、-3点とさせて頂いているところです。二番目の未成年者、10代の出産について、何か点数的なものということでございますが、基本的には10代であっても特に点数を優先的に設けているという項目はございません。三点目の育児休業の保育所入所ということでございますが、これは市川市の問題だけではなく、全国的な問題だと思います。今のところはそういった制度で対応していかなければいけないと考えております。</p>
川副副会長：	<p>親族についての問題なのですが、同居をしているから-3点というのは、やはり子育てをするのに、応援して頂く方がいるというのはすごく大事なことなので、子どもが育つという視点から、確かに入所の問題が課題になるかもしれませんが、国でも同居を推進しているところがありますので、政策的にも市川市は考えて頂きたい。それから10代の問題についても、10代で妊娠・出産そして自立していくとなりますと、非常に困難な状況であります。結局はケアがないので親族が育てる。それから学業を続けることができない、教育権の放棄という問題も生じてくる。こういう事態に対しても政策的な配慮をお願いしたいです。三点目につきま</p>

	<p>しては大きな問題なので、ぜひ市川市から厚労省ないしは内閣府に意見を出すようなことができないかどうか。本人の希望があれば育児休業を延ばせる、保育所に入れないからという理由は育休制度としては好ましくないかなと思いますので、その点については皆さんのご判断を仰ぎたいと思います。</p>
高尾会長：	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>はい、後藤委員さん。</p>
後藤委員：	<p>地域によって、育休と保育園申し込みの関係があるのかなと思っていて、私の友達の話で恐縮ですが、大阪の地方都市に住んでいて、彼女は育休をできるだけ長く取りたいから、自分の意思で長く取って、取った後復帰するタイミングで保育園の申込みをしてちゃんと入れたと。それは自分の自治体だと1歳とか2歳とかで確実に入れるという余裕があったから、無理をして前もって申請せずに、自分の思うタイミングで育休を切り上げて保育園の申込みをしたと思うのです。けどたぶん市川は保育園に入りにくいとか、東京都心部については保育園に入れないという状況があるので、周りが大変だ大変だと、たぶんお母さん同士でも話があって、早く出さなきゃという思いに駆られてしまって出しているの、どうしたらいいのかなと。難しい問題だと思いました。</p>
西委員：	<p>先ほども、不承諾書がもらえればというような状況だからということの一つ加点の基準のところで意見を申し上げたのですけれども、育休の承諾書がもらえなければいけないという制度自体が問題かと。企業はそうですね。公務員の場合は一度申請変更が可能、不承諾書がなくても変更可能だったような気がするのです。そこに差があるので、企業の方の切羽詰まった感覚ということ、やはり行政側がきちんと理解していないといけないかなと、制度を作るうえでと思っています。0歳は、だいたい何%くらい辞退があり、かつ充足率というか、入れなかった率の高さはどれくらいなのでしょう。都心のほうの状況では、すごく待機児童の多い所でも、1歳児は大問題なのですが、0歳児はほぼ90%希望園、認可園に入れているという状況なのですね。そうすると、1歳から1歳半、2歳というように育休がなくても、0歳で申請を出さない限り入れないというのが、今こういう待機児童の多い所のお母さん・お父さんの大きな悩みなのです。市川市の場合はその辺の実数はどうなのでしょう。あと、先ほど3歳児以上の連携園が決まっていな所があるという話がありましたが、それと関連して、4・5歳は均せば定員割れをしている公立</p>

	でも、というような状況なのでしょうか。そのことについて、実態を教えてくださいませんか。
こども入園 課長：	0歳児につきましては、内定辞退の割合はそれほど高くない状況です。今年4月の入園につきましては、定員に余裕がある状況になっております。4歳・5歳につきましては、定員に余裕がある状況です。3歳には地域的なものがあります。定員に余裕のある地域もあればそうではない地域もあります。
西委員：	ということは、0歳では辞退しなくていいくらい自分で選んで自分の地域に入れる。でも1歳児ですと、先ほどの200数十名の半分以上が1歳児ですか。8割、9割が1歳児なのですか。その辺を今後どう政策転換をしていったりするのでしょうか。というのは、先ほど0歳児は少なくなっているようですが、1歳と2歳をすごく増やしての小規模認可ではない訳ですよ。0歳からとなっていますから。実態と合わせていくと、こういう認可定員も詳細に見ていく必要があるのかなという気がします。1歳児の割合も教えてください。
こども施設 計画課長：	こども施設計画課長です。恐縮ですが30年4月の数字でお答えさせていただきます。待機児童は、全体で385名います。その中で、3歳未満児、いわゆる0・1・2歳が360名、パーセンテージでいうと93%、94%です。その内訳としてはやはり1歳児の待機児童がかなり多く、270人いらっしゃいます。これは全体の70%を占めております。その次が2歳児58名、これが全体の15%、次が0歳児で32名、8%ということになっております。今後の施設整備の考え方ですが、やはり3歳未満児が9割以上を占めているということで、小規模の保育事業所は積極的に作っていきたいと考えております。ただいわゆる連携園の経過措置が32年3月末で終了し、今後、小規模保育事業所は連携園が必要になってくるということなので、連携園になれるように、認可保育園につきましても、今までは全てずん胴型、各年齢の定員が全て同じだったのですけれども、定員の差を設けて、3歳以上児の定員を少し拡大するような形で、事業者と協議をしながら整備を進めていきたいと考えております。
高尾会長：	これは提案なのですが、実態ですよ。例えば0歳・1歳・2歳がどれだけ待機がいて、どういう状況なのかということデータをきちっとこの審議会の中でも知らせて頂きたいですね。それからもしできれば、委員にも今こういう状況になっていると。市の努力によって、順次小規模

	<p>を増やしたい、あるいは認可の保育園を増設したりしてやっていくのだと、今こういう状況になっているのだということを、インターネットなどで知らせていく必要があると思うのですね。一つの例を挙げると、杉並区は非常にはっきりした形でデータを出していきまして、住民の理解を得ているということです。公園を保育園に転換するやり方とか、色々な軋轢があった訳ですけども、今ほとんど杉並区は 0 近くになっているのですよね。それから松戸市でも、同じようなやり方で知らせていると。インターネットを見て頂ければわかるのですが、市川市とはこんなに違いますと言っています。だから市民への知らせ方と申しますか、松戸市では国基準だと 0 だと。市川市はこんなにいますよと言っています。だから広報の仕方と申しますか、市民に理解を求めていくという、そういうやり方が必要なのだということですね。そのためにはデータをきちっと出すということが重要なのです。意見としてお願いいたします。</p> <p>ほかにご意見ございませんか。</p> <p>それでは続きまして次第の 4 にいきたいと思えます。 次第 4. 「第 3 次いちかわハートフルプランについて」です。事務局から説明をお願いいたします。</p>
発達支援課長 :	<p>発達支援課長です。第 3 次いちかわハートフルプランについてご報告をいたします。</p> <p>(資料 4 「ハートフルプラン」(第 1 期市川市障害児福祉計画)に基づき説明)</p>
高尾会長 :	<p>それでは只今事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>はい、では川副委員さん。</p>
川副副会長 :	<p>質問させて頂きたいのですが、成果目標の中の医療的ケア児の適切な支援ということで協議の場を設置するということで、昨年から保育所等も受け入れるということですが、今現在の医療的ケア児の受け入れ状況を教えて頂きたいと思えます。</p>
発達支援課長 :	<p>保育所の中でということでしょうか。今どれくらいの数のケア児が受け入れられているかということでしょうか。</p>
こども施設	<p>こども施設運営課です。今、保育所のほうでは、1 名受け入れておりま</p>

運営課副参事：	した。気管切開のお子さんでしたので、成長とともに気管のほうの手術が終わりまして、これからはもう医療的ケアのほうはなくなるのではないかとということで、1名の受け入れをさせて頂いていたところです。
川副副会長：	ありがとうございました。それは公立ですかそれとも私立ですか。
こども施設 運営課副参事：	公立のほうでまずは受け入れをということで準備を進めさせて頂いて、受けてきたという経緯がございます。
川副副会長：	ありがとうございました。今後もぜひ受け入れのほうを進めていって頂きたいと思います。
こども施設 運営課副参事：	わかりました。
高尾会長：	他にご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 はい、丸山委員さん。
丸山委員：	丸山です。このハートフルプランの中で、教育委員会もしくは学校との連携というところで、こういったところが連携していますよというところをご紹介頂ければと思います。
発達支援課長：	はい。発達支援課です。まず学校との連携で、一番連携が取れると思っているのが、入学をする時に入学説明会などがあるのですけれども、そちらの資料作成で、家族の方と一緒にやると、それから教育委員会の方と一緒にやって、情報共有を必ずしていくということをやっております。また、私どもの事業でも、保育所等訪問支援事業というものがございまして、学校にそこで赴くこともございます。ちょっと発達に課題のあるお子さんで、保護者の方から、教室での様子を見て頂いてアドバイスをしてほしいといわれるようなサービスがあるのですが、その中でも校長先生、教頭先生それから担任の先生などと連携をしながら、課題のあるお子さんに関して、よりよい教育の場を提供できるようにアドバイスをしているというようなこともございます。今後、自立支援協議会の中で、子ども部会というものを作りまして、その中に教育委員会の方にも入って頂きながら、実態に即した形で連携強化をしていきたいと思っております。
高尾会長：	他によろしいですか。それでは最後の議題に行きたいと思います。

	<p>次第 5. 「その他(報告)」についてです。事務局から説明をお願いいたします。</p>
こども入園課長：	<p>こども入園課長です。幼児教育無償化の具体的イメージについて説明をさせていただきます。</p> <p>(資料 5 「幼児教育無償化の具体的イメージ」に基づき説明)</p>
こども施設計画課長：	<p>こども施設計画課長です。公共施設等を活用した保育所の整備における設置・運営事業者の要件について説明をさせていただきます。</p> <p>(資料 6 「公共施設等を活用した保育所の整備における設置・運営事業者の要件について」に基づき説明)</p>
こども施設運営課副参事：	<p>こども施設運営課より市川市保育のガイドラインについて説明をさせていただきます。</p> <p>(「市川市保育のガイドラインについて」に基づき説明)</p>
高尾会長：	<p>それでは今説明のありましたことについて、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>この「設置・運営事業者の要件について」の意見は、どのようにすればよろしいですか。</p>
こども施設計画課長：	<p>これまで社会福祉法人に市川市は限定してきたのですが、我々事務局としましては、広く様々な保育を担う事業者の方に応募して頂きたいということで、NPO 法人が妥当であるとか、株式会社が妥当であるとか、そういったことに対してご意見を頂ければと思います。</p>
高尾会長：	<p>それで、今日はもう時間が無理なので、事務局のほうへ意見を各委員が申し上げてよろしいのですか。</p>
こども施設計画課長：	<p>その形でお願いしたいと思います。</p>
高尾会長：	<p>いつまでくらいですか。なるべく早く？</p>
こども施設計画課長：	<p>みなさんご都合がありますので、できれば 8 月中にご意見を頂けるのであればお願いしたいと思います。</p>

高尾会長：	<p>ということですので、できるだけ早くお願いしたいと思います。</p> <p>基本的には広くというようなことをやらないと、待機児童の解消には繋がらない。従来のように社会福祉法人のみということでは応募がないのであればどうしようもないので、そうすると対象を広げていくというやり方が、個人的には好ましいかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
吉原委員：	<p>公共施設等を活用したとなっておりますが、具体的にはどこの公共施設を使ってやるような計画なのでしょう。</p>
こども施設 計画課長：	<p>具体的に市内で決定していることに関しましては、説明の中では都市公園と申し上げましたが、大洲にあります大洲公園、別名が市川駅南公園、こども発達センターの裏手にある公園を考えております。これにつきましては、昨年都市公園法が改正されまして、先ほど会長がおっしゃった通り、杉並区等で公園を活用してというような、法律が改正されまして、都市公園のうち、広場面積の3割程度であれば、社会福祉施設に活用してよいということになりましたので、そういった形で大洲公園での保育所整備を現在考えているところでございます。</p>
吉原委員：	<p>それからもう一点。例えば NPO ですか株式会社ですかが参入する場合に、市川市は今現在、参入の条件とするような条例等、細かいことは決まっているのですか。何かあるのですか、ないのですか。</p>
こども施設 計画課長：	<p>今現在はないと思います。もし株式会社等でそういった参入資格を設けるのであれば、それに関する規制、留意点を設けていきたいと考えております。</p>
吉原委員：	<p>ということは、もしそういうことが可になれば、きちっとした条例を整備して、参入の条件を作るということなのでしょう。</p>
こども施設 計画課長：	<p>条例になるとは限らないと思います。こういった場合には募集要項という形で、こういった条件で募集しますよと、こういった項目で審査しますよと、募集要項にまとめますので、その中で定めていく案件ではないかと思っております。</p>
吉原委員：	<p>例えば先ほど杉並区がということで、私の知り合いが杉並で何園か幼稚園をやっている、そこが社会福祉法人を立ち上げて保育園をやっている</p>

	<p>ます。そこが参入した時の条件が、非常に多岐にわたっていて厳しい、質の担保ということがあったので、それも踏まえて、杉並の参入条件等ご覧頂きたいと思います。久我山幼稚園さんというのが実質的にやっていたりしますけれども、よく調べて頂ければいいのかなと思います。</p>
こども施設 計画課長：	<p>わかりました。私どもも杉並区に関しましては先進市として動向を注視しておりますので、きちんと調査、研究をさせていただきます。</p>
高尾会長：	<p>他によろしいですか。 はい、後藤委員さん。</p>
後藤委員：	<p>はい。大洲公園だということなのですが、私も職業柄杉並区の方にお話を聞いたのですが、トップダウンで公園に保育園を立地させるということを決めているなという印象がありまして、保育園をスピーディーに設置するというだけでは仕方がないのかもしれないのですが、こちらの大洲公園も、多くの利用者の方がいらっしゃると思うので、設置するに当たっては色々意見を聞いて、よりよい形で設置して頂ければと思います。</p>
こども施設 計画課長：	<p>お答えいたします。これに関しては、杉並区の事例を研究していると申し上げましたけれども、杉並区にもヒアリングをして、やはり地域の方が賛成してくれるのが第一条件だと考えております。まず周辺の自治会の方にご挨拶をして、計画を説明しまして、自治会のほうでは了解を得ております。現状としましては、公園の近隣にお住まいの方には個別訪問して保育園計画は説明しておりまして、概ね賛成だよとおっしゃって頂いております。ただ委員がおっしゃる通り、公園を利用している方がいらっしゃいますので、公園利用者に関する説明会を8月下旬に開始して、意見を聴取したいと考えております。</p>
川副副委員長：	<p>公共施設の活用について、今公園ということで話が杉並のほうでもありますが、これが発展しますと公立保育園の移管とかも考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
こども施設 計画課長：	<p>現段階で、皆様方にお話しするような計画は特にはございませんが、副委員長がおっしゃった通り、公立保育園もかなり老朽化しております。保育所整備に伴いまして、保育所の必要な地域、または、待機児童数も</p>

	<p>地域によっては色の濃淡、つまり多い少ないが出てくると思いますので、公立保育園の統合であるとか、または廃止であるとか、そういったことも視野に入れて今後研究していきたいと考えております。</p>
川副副委員長：	<p>その時に、株式会社でもいい NPO 法人でもいいという方向になるのにすごく疑問を持ちました。ただの公園の活用だけではない可能性が出てくるなということを感じましたので、慎重に考えさせて頂きたいと思います。</p>
高尾会長：	<p>他に。はい、吉原委員さん。</p>
吉原委員：	<p>幼児教育無償化のことなのですが、来年の10月からというようなことなのですが、今後の予定はまだ国から出ていないと思うので、何とも言えないところなのですが、無償化の対象が、教育、保育というように限定されていることで、どの部分が認められるのか、例えば通園バスは認められないとか、給食費に関しては、主食の部分は認められるけれども、副食の部分は認められないとか、おそらく多岐に分かれてくるはずなのです。その辺のところの提示を、なるべく早い機会にして頂かないと大きな混乱がおきますので、国からはまだ何も来ていないので仕方がないと思うのですが、市町村によっては、例えば郡山の場合なんかは、給食費に関してはどうするとか、一つの指針が説明会のほうであったということですので、できる範囲内のところで教えて頂いて、2万5,700円までのどの部分が認められるのか、保育料、教材費といったものが多岐にありますので。実は私立の幼稚園に関しましては、10月15日に願書の配布で10月25日に願書の受付、ということは今の段階で来年の10月のことを念頭に入れながら募集要項を作っていきますと、半年間の問題、それからそれ以降のことというのも出て参りますので、保育所には関係のない事かもしれませんけれども、そのところは早目にインフォメーションして頂きたい。また保育所さんの問題でいうならば、給食費をどうするのかということが大きな問題になってきますので、文科省が7月に出したパブリックコメントの中では、今度、給食費は幼児教育無償化から外すという文言が載っていますので、そうなった場合、保育所の給食費は運営費の中に含まれているのか、含まれないという可能性も出てくると思いますので、早目に出して頂かないといけないのかなと。文科省から出ているパブリックコメントは7月が一番新しいですから、今、現実問題だとすると、保育所の給食費に関しては認められて</p>

	<p>いるけれども認められないという問題があり、運営費の問題とも関わってくると思いますので、早目にご提示頂ければありがたいと思いますので、要望事項ということでよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>こども入園 課長：</p>	<p>国から情報が来ましたら、またご説明させて頂きたいと思います。</p>
<p>高尾会長：</p>	<p>それではこれもちまして、平成30年度第1回市川市子ども・子育て会議を終了いたします。</p>

【 午後12時20分 閉会 】